

令和8年4月1日

主任技術者または監理技術者の専任配置の特例について (専任特例1号)

練馬区における建設業法第26条第3項第1号の規定（以下、「専任特例1号」という。）による主任技術者または監理技術者の専任配置の特例につきましては、以下のとおり実施します。

1 実施要件

- (1) 当該工事の予定価格（施工中の工事においては契約金額）が、1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。なお、工事途中において、契約金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）以上となった場合、それ以降は主任技術者または監理技術者を工事ごとに専任で配置しなければならない。

※JV案件についても、出資比率に応じた請負金額ではなく、当該工事の予定価格（施工中の工事においては契約金額）で判断する。

- (2) 建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者または監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間が2時間以内であること。なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段※により行うものとする。

※予定される作業時間内における、インターネット上の地図アプリ等で予想される自動車、自転車または徒歩等での最短移動時間などにより確認する。

- (3) 当該工事の下請次数が3を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数

が3を超えた場合、それ以降は主任技術者または監理技術者を工事ごとに専任で配置しなければならない。

- (4) 当該工事に配置される主任技術者または監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）を当該工事に配置していること。なお、当該工事が土木一式工事または建築一式工事※の場合の連絡員は、当該工事と同業種の工事に関し1年以上の実務の経験を有する者であること。

※連絡員に必要な実務の経験における土木一式工事または建築一式工事は、建設業法別表第一によるものであり、練馬区発注区分の業種名では、以下のとおりとする。

- 土木一式工事：橋りょう工事、河川工事、下水道施設工事、一般土木工事、潜かん、軌道、シールド工事、推進工事、地下鉄工事、運動場施設、グラウト
- 建築一式工事：建築工事、コンクリートプレハブ、鉄骨プレハブ

- (5) 当該工事現場の施工体制を主任技術者または監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

- (6) 契約後、国土交通省ウェブサイトから「人員の配置を示す計画書（参考様式）」をダウンロードして計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。また、当該計画書は、建設業法施行規則第28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存すること。

- (7) 主任技術者または監理技術者が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

- (8) 兼務する工事の数は2件までであること。なお、練馬区発注工事以外でも兼務することができる。

※現に履行中の工事（又は今後配置を予定している工事）においても、専任特例1号を適用できること（現に履行中の工事等の発注者が示す実施要件に該当すること）は、入札参加者自身にて確認すること。

※申請にあたり、発注者間でのトラブルを避けるため、受注者は予め各発注者へ他工事を兼務する旨の説明を行い、理解を得ること。

(9) 兼務する工事が総合評価方式（練馬区施工能力等審査型総合評価方式実施要綱（平成27年3月31日 26練総経第979号）に基づく入札方式）により落札者を決定するものでないこと。

(10) 兼務する工事が維持工事※でないこと。

※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）等をいう。

※兼務する工事のどちらかが維持工事の場合は、専任特例1号による専任配置の特例を認めない。

【注意事項】

契約後に各要件が満たせなくなる場合は、速やかに監督員に連絡してください。

2 申請等の手続

専任特例1号の適用を希望する場合は、次のとおり関係書類を提出してください。

(1) 入札参加希望申請時

東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる入札参加の希望申請時（（希望制）指名競争入札に付す場合であって希望申請を伴わないものは配置予定技術者の届出時、随意契約による場合にあっては見積書の提出時）に下記メールアドレス宛に「事業者名・専任特例1号の適用を希望する工事件名」を本文に明記したうえで様式1を添付し、メールを送信してください。

送信先メールアドレス：keiri04@city.nerima.tokyo.jp

(2) 落札日当日

配置を予定していた主任技術者または監理技術者が配置できず、新たな技術者を配置する場合は、落札した案件に限り、落札日の 17 時までに練馬区と協議し、承諾を得たうえで「技術者変更届出書」の提出により配置予定技術者を変更することができます。新たな技術者に対しても専任特例 1 号の適用を希望する場合は「技術者変更届出書」と併せて様式 1 を提出してください。

(3) 契約締結後

契約締結後から専任特例 1 号の適用を希望する場合は、監督員に様式 1 を提出してください。

【専任特例 1 号の適用を希望する場合の留意点】

契約後、技術者の適正配置が不可となった場合は、工事請負契約書に基づき契約解除となる場合や、練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づき指名停止となる場合があります。

3 適用時期

令和 8 年 4 月 1 日（以下、「適用日」という）以降に公告等を行う工事に適用する。なお、以下の工事については、適用日以降、受発注者協議により適用できるものとする。

(1) 契約中の工事

(2) 適用日以前に公告等を行い、契約締結する工事

【問合せ先】 1, 2 (3), 3 について

土木部道路公園課工事係 直通 (03) 5984-1348

施設管理担当部施設管理課技術管理係 直通 (03) 5984-1392

2 (1) (2) について

総務部経理用地課契約係 直通 (03) 5984-2832

専任特例1号の適用に係る確認事項

年 月 日

練馬区長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

建設業法第26条第3項第1号(以下、「専任特例1号」という。)の適用にあたり、以下のとおり報告します。

1 専任特例1号を適用する工事

主任技術者 または監理技術者(予定)	氏名	
	技術検定種目	
希望申込み 案件	工事件名	
	開札予定日	
現に履行中の工事 (または今後配置を 予定している工事)	発注者	
	工事主管部署	
	担当者及び連絡先	
	工事件名	
	施工場所	
	契約金額(税込)	
	工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	CORINS登録番号	

2 要件への適合

<input type="checkbox"/> 専任特例1号を適用するにあたって、次の要件に基づき実施します。	
1)	当該工事の予定価格(施工中の工事においては契約金額)が、1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満であること。
2)	建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者または監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間が2時間以内であること。 ※ 予定される作業時間内において、予想される移動時間を明示すること。(詳細が分かる書類を添付)
3)	当該工事の下請次数が3を超えないこと。
4)	当該工事に配置される主任技術者または監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者(以下「連絡員」という。)を当該工事に配置すること。なお、当該工事が土木一式工事または建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の工事に関し1年以上の実務の経験を有する者であること。

5)	当該工事現場の施工体制を主任技術者または監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じること。
6)	国土交通省ウェブサイトから「人員の配置を示す計画書(参考様式)」をダウンロードして計画書を作成し、工事現場ごとに備え置くこと。また、当該計画書は、建設業法施行規則第28条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存すること。
7)	主任技術者または監理技術者が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境を確保すること。
8)	主任技術者または監理技術者が兼務する工事の数は本工事を含め同時に2件までであること。
9)	兼務する工事が総合評価方式(練馬区施工能力等審査型総合評価方式実施要綱(平成27年3月31日 26練総経第979号)に基づく入札方式)により落札者を決定するものでないこと。
10)	兼務する工事が維持工事でないこと。 ※ 維持工事とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)等をいう。

注: 上記にレ又は■を記載する

3 その他

<input type="checkbox"/>	配置を予定している主任技術者または監理技術者が、現に履行中の工事(又は今後配置を予定している工事)についても建設業法第26条第3項第1号の規定を適用できることを確認しています。 また、各発注者へ他工事を兼務する旨の説明を行い、理解を得ています。
<input type="checkbox"/>	以下の留意点について確認しています。
	契約後、各要件(兼務先における要件を含む)が満たせなくなる場合は、速やかに監督員に連絡する必要があること。
	契約後、適正に技術者を配置できなかったときは、工事請負契約書に基づき契約解除となる場合や、練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づき指名停止となる場合があること。

注: 上記にレ又は■を記載する